

平成23年度教育委員会定例会会議録

【日時】 平成24年2月14日（火）

【開会】 14時00分

【閉会】 16時00分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

【出席委員】

委員長 佐々木 武志

委員 中條 克之

委員 中村 立子

委員 小泉 秀夫

教育長 金井 則夫

【出席職員】

総務部長 平野

総務部担当部長 鈴木

教育環境整備推進室長 海野

職員部長 高梨

学校教育部長 渡邊

生涯学習部長 野本

庶務課長 小椋

企画課長 広瀬

庶務課担当課長 五十嵐

指導課長 島田

青少年科学館長 山田

教育環境整備推進室担当課長 伊吾田

指導課担当課長 安部

担当係長 末木

書記 荻野

【署名人】

委員 中條 克之

委員 小泉 秀夫

1 開会宣言

【佐々木委員長】

ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。

2 開催時間

【佐々木委員長】

本日の会期は、14時00分から16時00分までといたします。

3 傍聴（傍聴者 0名）

【佐々木委員長】

本日は傍聴の申し出がありません。

以後、会議中に傍聴の申し出がございましたら、川崎市教育委員会会議規則第13条により許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【佐々木委員長】

それでは、そのように決定いたします。

4 非公開案件

【佐々木委員長】

報告事項 No. 2 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

は、議会への報告案件で、これから議会に報告する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に著しい支障を生ずるおそれがあるため、

報告事項 No. 3 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について
議案第39号 保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分に関する異議申立てに係る決定について

は、特定の個人が識別されうる氏名等の内容が含まれており、公開することにより個人の

プライバシーを侵害する恐れがあるため、

これらの案件を非公開とすることでよろしいでしょうか。

【各委員】

〈了承〉

【佐々木委員長】

それでは、そのように決定いたします。

5 署名人

【佐々木委員長】

本日の会議録署名人は、川崎市教育委員会会議規則第15条により、中條委員と小泉委員にお願いをいたします。

6 請願審議

【佐々木委員長】

それでは、1月の臨時会で報告があった請願第12号「公立学校の教育方針の基本に生徒児童の基本的人権回復への厳密な配慮を要求せる請願書」について審議いたします。資料について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

先日の臨時会で請願者から陳述の希望がある旨、お伝えいたしましたが、本日はお越しになりませんでした。陳述の原稿を資料として頂きましたのでお配りいたしました。

【佐々木委員長】

では、まず、その資料をお目通しください。

【佐々木委員長】

それでは次に審議にあたりまして、指導課から説明をお願いします。

指導課長が説明した。

【佐々木委員長】

何か質問等はございますか。

【中條委員】

実際の学校の現場で今までにこういった問題が出たことはありますか。

【総合教育センター総務室長】

特に、そういった事例は聞いていません。

【金井教育長】

学校現場においては例えば修学旅行で大仏等を見学できない児童生徒については、別の見学ルートを用意するなど配慮をしていました。

【総合教育センター総務室長】

そういった事例では、自然教室でキャンプファイアーに参加できないといったこともありますが、強制するようなことはありませんし、問題もおきていません。

【中條委員】

社会通念という事もあります。行事などを行う時に現場で配慮していれば良いと思いません。

【指導課長】

特にクリスマスなどは社会的に国民に定着している行事として扱われることはありますが、教育現場では心情に配慮し、強制される事はありません。

【中村委員】

歴史的文化財などを学びその時々でどういうものがどういう思いで建てられたとか、その時々の人々に思いをはせ学ぶことは悪いことではないと思います。宗教についても、何も知らないという事はよくないことだと思います。

【小泉委員】

その時々事に思いをはせることはよいですが、お参りなどを強制されるべきではないと思います。

【中村委員】

それはいけません。

【金井教育長】

教科書の採択の時にも話しましたが教科書というのは、教科書そのものを教えるというのではなく、この教材を使って考えさせるという教育をしています。

【佐々木委員長】

校歌を歌わないとか七夕やクリスマスの行事には参加しないとかいう事で問題が起きたことはありますか。

【総合教育センター総務室長】

特別活動の中で例えば七夕やクリスマスという名称がついていたものが全くなかったとは言えません。生徒が自ら考え行う行事などにはそういった名前がついていたものもあったかもしれませんが、問題があったとは聞いていません。

【中村委員】

川崎市は特にこういう問題に対して特段の配慮がなされていると思います。

【佐々木委員長】

地域の行事に参加するといった事が盛んになり、おせち料理を作るとか凧揚げをしたりというような事もあるでしょうが、そういった中でも人権について配慮がなされなくてはなりません。

【中條委員】

教科書の内容を見ても、カトリックについて書かれているのではなくマザー・テレサについて書かれているようです。

【小泉委員】

教科書自体は検定を通過しているものなので、これは私達が判断することではないと思います。

【金井教育長】

この請願のように、こういうとらえ方をされているという事は、私達はこうではありませんとただ言うだけではなく、教育としての哲学が必要という事ではないかと感じます。マニュアル的な指導になってはいないかと考えさせられる請願でした。

【小泉委員】

確かにそういった面は考えさせられるところがあります。教科書自体が違憲かどうかというようなことは、私達の判断するところではありません。

【佐々木委員長】

それでは、他にご意見がないようでしたら、請願の取扱いについて決定したいと思えます。指導課から説明があったように、教育現場で一方的宗教教材の押し付けや生徒の思想及び基本的人権を侵害などはされていないということや、日本国憲法や教育基本法等を遵守し、それを前提にした学習指導要領に基づき指導を実施しているということ、教科用図書に記載内容については教科用図書検定調査審議会の審議を経て合格したものであるから適切なものであると判断するのが妥当であり、したがってそれらの教科書や教材を使った授業について違法性はないと判断できること、教育活動において児童生徒の家庭の信仰等についても尊重し、それに沿わないものについては強制することなく柔軟に対応しているということから、少なくとも川崎市における教育活動については、事務局の説明からも私の学校現場における経験からも、請願者が主張されているような内容では行なわれていないと判断できるものであり、川崎市教育委員会としては不採択にすべきかと思うがいかがでしょうか。

【各委員】

<了承>

【佐々木委員長】

それでは、そのように決定させていただきます。

7 報告事項 I

報告事項 No.1 平成24年度予算（案）の概要及び重点施策について

庶務課長が説明した。

【佐々木委員長】

何か質問等がございますか。なければ承認ということでよいでしょうか。

【各委員】

<承認>

<以下、非公開>

8 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 2 地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の報告について

青少年科学館長、教育環境整備推進室担当課長が説明した。

報告事項 No. 2 は承認された。

報告事項 No. 3 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

庶務課担当課長、庶務課長が説明した。

報告事項 No. 3 は承認された。

9 議事事項

議案第 39 号 保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分に係る異議申立てに係る決定について

庶務課担当課長、指導課担当課長が説明した。

委員長が会議に諮った結果、議案第 39 号は原案のとおり可決された。

10 閉会宣言

委員長が閉会を宣言した。